

徳島県告示第四百十二号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年六月二十一日から施行する。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表南昭和町支店の項中「徳島市南昭和町四丁目」を「徳島市昭和町二丁目」に改める。